

会議の名称	民生文教委員会 協 議 会	開催月日・令和8年3月19日 開会時間・午前・午後2時43分 閉会時間・午前・午後3時00分
出席者	後藤 徹 花村 隆 南谷 佳寛 後藤 國弘 野口 佳宏 栗津 明	
欠席者		
オブザーバー	副議長 安井 智子	
傍聴者	藤川 貴雄 原 一郎 河崎 周平	
説明のために出席した者	國枝副市長 鷺野副市長 吉村市長室長 園部市民部長 三輪 健福祉部長 佐藤保険年金課長 清水保険年金課主幹 木村税務課長 伊藤 高齢福祉課長 前田介護担当課長 藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課長補佐 森議会事務局主任	
協議事項	1 付託案件の審査 ・議第20号 羽島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 について ・議第27号 令和7年度羽島市国民健康保険特別会計補正予算 (第4号) ・議第31号 令和7年度羽島市介護保険特別会計補正予算(第 4号)  2 その他	

後藤徹委員長

ただいまから民生文教委員会を開会いたします。本委員会に付託された議案については、タブレット端末に格納したとおりであります。すでに説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

その前に委員長からお願いしておきます。委員及び執行部に置かれましては、簡潔明瞭な質疑答弁をお願いいたします。委員に置かれましては極力、一問一答で質疑をお願いいたします。また、執行部に置かれましては、発言する前には挙手、マイクを使用し、職名を発言の上、委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

最初に、「議第 20 号 羽島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」議題とします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。

花村委員

要綱から質問をいたします。6 ページになります。子ども・子育て支援納付金課税額について、来年度以降、令和 10 年度まで増額するという情報があります。子ども・子育て支援納付金課税額はどのようになる予定でしょうか。所得割 0.3%、均等割 1,300 円及び平等割 900 円を、令和 10 年度までどのように見直すのかについて報告をしてください。

保険年金課長

まず国におきましては、子ども・子育て支援金の額につきまして、令和 8 年度から 10 年度にかけて段階的に引き上げていく方針としております。国の試算では、国民健康保険被保険者 1 人 1 ヶ月あたりの支援金分の負担分は、8 年度 250 円、9 年度 300 円、10 年度は 400 円と試算しております。

また当市におきましては、県内保険料水準の統一化に向け、激変緩和のための負担軽減を図りつつ、令和 6 年度から 11 年度にかけて段階的に税率等の見直しを行っているところでございます。このため、11 年度までは子ども・子育て支援納付金分を含めた国民健康保険税について、引き続き段階的措置を継続しつつ、税率等の見直しを行っていく予定としております。

花村委員

この要綱の中で、子ども分の追加に伴い所得が一定額以下の世帯等に対する被保険者均等割及び世帯別平等割の軽減額を改正するとしていますが、この内容はこういったこ

	とですか。
保険年金課長	均等割額及び平等割額に7割、5割、2割の軽減を適用することにつきまして、現行の基礎分、後期分、介護分に加えて、子ども・子育て支援納付金分にも適用するものでございます。
花村委員	(3)で、子ども部分の追加に伴い世帯に未就学児がある場合の世帯等に対する被保険者均等割を改正するとしています。その内容は何かですか。
保険年金課長	未就学児の均等割を5割軽減することにつきまして、現行の基礎分、後期分に加えて、子ども・子育て支援納付金分にも適用するというものでございます。なお、子ども・子育て支援納付金分の均等割につきましては、18歳未満の方からは徴収しないこととなっておりますので、未就学児の残りの5割分も減額し徴収しないこととなります。
花村委員	(4)で、子ども分の追加に伴い世帯に出産被保険者が属する場合の世帯等に対する所得割、被保険者均等割及び18歳以上均等割の軽減額を改正するとしています。この内容は何かですか。
保険年金課長	産前産後期間の免除についてですが、1人のみの出産の場合には4ヶ月、2人以上の出産の場合には6ヶ月という産前産後期間に関し、出産被保険者の所得割及び均等割を10割減額する軽減を適用することにつきまして、現行の基礎分、後期分と介護分に加えて、子ども・子育て支援納付金分にも適用するというものでございます。
花村委員	2におきまして、普通徴収の納付方法を原則として口座振替とするとあります。納付書による納付の仕方に変更はありますか。納付書は送付しますか。
保険年金課長	納付方法に変更はなく、これまでどおり普通徴収のうち口座振替でない世帯につきましては納付書を送付いたします。
後藤徹委員長	ほかに質疑のある方はございますか。
	[発言する者なし]

後藤徹委員長	<p>質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p>
花村委員	<p>子ども・子育て支援納付金課税額の追加に伴う税率等の改正をし、子ども部分にかかる所得割、被保険者均等割、18歳以上被保険者均等割、世帯別平等割の税率等を新たに創設し、所得割0.3%、均等割1,300円及び平等割900円を賦課する条例改正案です。</p> <p>このように国は4月から、国民健康保険をはじめ被用者保険や後期高齢者医療制度など、全ての医療制度に対して子ども・子育て支援金を上乗せ徴収します。少子化対策の加速プランの財源として、総額3.6兆円のうち1兆円をこの支援金で賄おうとしています。</p> <p>そもそも子育て支援は社会保険の対象ではありません。保険料である国民健康保険税を少子化対策に流用すること自体、疾病や老齢などの健康リスクに備えるための公的医療保険の目的から逸脱しています。医療と無関係の政策を保険税に上乗せする必要はありません。制度の枠組みを新たな負担を課すための仕組みに利用することは合理性を欠きます。</p> <p>この方式が前例となれば、医療と無関係な政策にまで保険税が流用される危険があります。本来の目的から外れた理不尽な負担が際限なく広がりかねません。よって議第20号に反対します。</p>
後藤徹委員長	<p>ほかに討論のある方はございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
後藤徹委員長	<p>討論を終わります。採決を行います。議第20号は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">〔挙手多数〕</p>
後藤徹委員長	<p>挙手多数であります。よって、議第20号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に、議第27号を議題とします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
花村委員	<p>繰越金として1,240万3,000円を増額補正する内容です</p>

	が、令和6年度決算における令和7年度への繰越額はどれだけですか。
保険年金課長	8億2,317万5,252円です。
花村委員	償還金1,240万3,000円の補正の理由は何ですか。
保険年金課長	令和6年度分の特定健康診査等の費用にかかる特別交付金の精算に伴い、県への返還が生じたことによるものでございます。
後藤徹委員長	ほかに質疑のある方はございますか。
	[発言する者なし]
後藤徹委員著	質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。
	[発言する者なし]
後藤徹委員長	討論を終わります。採決を行います。議第27号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
	[「異議なし」と呼ぶ者あり]
後藤徹委員長	ご異議なしと認め、議第27号は原案のとおり可決することに決しました。次に議第31号を議題とします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。
花村委員	介護サービス給付費補正額は、1,565万2,000円と多額ではありますが、どうしてこのような補正に至ったか説明してください。
介護担当課長	今回補正を行いましたのは、要介護認定を受けた方が在宅で利用する居宅介護サービスにかかる費用が、当初の想定よりも増加したためです。増加の要因としましては、居宅介護サービスの利用者数が増加傾向にあることに加え、サービスを提供する事業者が増加したことなどが考えられます。
後藤徹委員長	ほかに質疑のある方はございますか。

	<p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
後藤徹委員長	<p>質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p>
	<p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
後藤徹委員長	<p>討論を終わります。採決を行います。議第 31 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p>
	<p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
後藤徹委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 31 号は原案のとおり可決することに決しました。以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。これをもちまして民生文教委員会を終了いたします。なお委員長報告につきましては、ご一任願います。ご苦労様でした。</p>
	<p style="text-align: right;"><b>【委員会閉会＝午後 2 時 55 分】</b></p>
	<p style="text-align: right;"><b>【協議会開会＝午後 2 時 55 分】</b></p>
後藤徹委員長	<p>続いて、協議会を開催いたします。執行部からの報告をお願いいたします。</p>
保険年金課長	<p>保険年金課からは、羽島市国民健康保険税条例の一部改正にかかる専決処分につきまして事前にご依頼を申し上げます。現在国会におきまして、地方税法等の一部を改正する法律案が審議中でございます。この法律には令和 8 年 4 月 1 日からの国民健康保険税にかかる改正内容も含まれております。従いまして今後の国会審議状況にもよりますが、この法案が可決・公布されましたら 3 月 31 日までに羽島市国民健康保険税条例の一部改正が必要となり、これを専決処分により改正させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
税務課長	<p>税務課からは、市税条例の改正にかかわる専決処分につきまして事前に依頼申し上げます。先ほどの保険年金課と同様に、地方税法等の一部を改正する法律案が可決・公布され、3 月 31 日までに羽島市税条例の改正が必要となりま</p>

<p>後藤徹委員長</p>	<p>した場合には、専決処分により改正させていただきたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。</p> <p>ここで関係者以外の方は退席していただいて結構です。</p> <p>〔関係者以外退席〕</p>
<p>後藤徹委員長</p>	<p>当委員会において、調査及び行政視察を行った結果について報告することになっております。現状、私が案として作成したものを皆様に提示しております。その上で、視察における皆様のご意見を提出していただくというところで前回終わっておりますが、皆様提出の方はされましたでしょうか。</p> <p>〔各委員から自身の提出状況についての発言あり〕</p>
<p>後藤徹委員長</p>	<p>明日は祭日ですので、月曜日までに提出していただければと思います。前回皆様に伺って、市に提言する部分に関しては重要と思われるものを1つに絞り、作成して提出してあります。そこに皆様のご意見を入れていただくということになりますので、お願いいたします。ということで、あとは以上でよろしいでしょうか。</p> <p>〔発言する者なし〕</p>
<p>後藤徹委員長</p>	<p>それでは、当委員会として執行部に提言することは、各視察先で1題ずつ現状用意しております。提言について何かございましたら、ご連絡いただければと思います。</p> <p>それでは、以上で民生文教委員会を終了いたします。ご苦労様でした。</p> <p>【協議会閉会＝午後3時00分】</p>